

## 町民意見提出手続の意見募集要領

令和3年6月25日

### 1 計画等の案の名称

増毛町過疎地域持続的発展計画（素案）

### 2 参考資料の名称

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）
- (2) 北海道過疎地域持続的発展方針（素案）

### 3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 増毛町のホームページ（企画財政課ホームページ）への掲載  
(<https://www.town.mashike.hokkaido.jp/division/kikakuka/1624424676.html>)
- (2) 以下の場所での配付  
増毛町役場企画財政課

### 4 意見等の募集期間

令和3年6月25日（金）～令和3年7月9日（金）

### 5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒077-0292 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 増毛町役場企画財政課企画係
- (2) ファクシミリ 0164-53-2348
- (3) 電子メール [kikakuzaisei@town.mashike.hokkaido.jp](mailto:kikakuzaisei@town.mashike.hokkaido.jp)

### 6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年7月下旬頃を目処に「町民意見提出手続きの意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

### 7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。  
※氏名、住所は公表することはありません。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

#### 【問い合わせ先】

増毛町役場企画財政課企画係  
電話 0164-53-1110